

青森県報

第二百五号

令和二年
九月七日
(月曜日)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務の登録.....(高齢福祉課) 一
- 公共測量の実施.....(監理課) 一
- 公共測量の終了.....(同) 一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....(会計管理課) 二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....(県民生活文化課) 二
- 都市計画公聴会の開催.....(都市計画課) 二
- 右 同.....(同) 三
- 建設業者の許可の取消し.....(中南地域県民局) 四

告 示

青森県告示第六百七十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百七十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

〇三五〇 一三五	令和 二・八・三	社会福祉 法人吉幸 会	三戸郡五 戸町字苗 代沢三〇 六六〇の	特別養護 老人ホーム 野辺地	上北郡野 辺地町字 野五	令和 二・八・三	介護老人 福祉施設
番登録 号録	年月日録	氏名又は 名称	住 所	名 称	所 在 地	業務開始 年月日	備 考

青森県告示第六百七十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（三級基準点測量作業）
- 三 測量の期間
令和二年六月十五日から同年八月十八日まで
- 四 測量の地域
八戸市長苗代一丁目地内
三級基準点一点

青森県告示第六百七十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行青森南支店イトーヨーカドー青森店出張所	青森市大字浜田
-------------------------------	---------

を

株式会社みちのく銀行青森南支店イトーヨーカドー青森店出張所	青森市緑三丁目
-------------------------------	---------

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
令和二年八月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ムスビメつがる白神
- 三 代表者の氏名
清野 浩
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字田茂木町五七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、つがる白神地域の自然、文化を次世代により良い状態で紡ぐ為に、地域の教育に関する支援及び重要性を啓発する活動、地域の自然、歴史、文化に関して広く情報を発信する活動、地域の既存の産業や企業あるいは新たな産業や企業が創出される手助けをする活動、そして、それらを可能とするための多くの関係者の連携・協働を模索する活動によって、津軽及び白神地域での生活を望む誰もが暮らしやすい環境づくりを行い、かつ地域の社会的及び経済的發展に寄与することを目的とする。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により八戸都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、区域区分及び臨港地区に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和二年十一月二日 午前十時から

二 開催の場所

八戸商工会館六階会議室A 八戸市大字堀端町二の三

三 案件

八戸都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、区域区分及び臨港地区に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、申し出ることができる者は、八戸市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島二丁目一の一
八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸二丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域
八戸市大字河原木字海岸の一部

3 臨港地区に追加される区域

八戸市大字河原木字海岸四四地内

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
八戸市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

令和二年九月二十三日から同年十月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によりおいらせ都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和二年十一月二日 午後二時から

二 開催の場所

おいらせ町役場分庁舎四〇一会議室 おいらせ町上明堂六〇の六

三 案件

おいらせ都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定案（以下「都市計画決定案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、申し出ることができる者は、おいらせ町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十月六日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

おいらせ町地域整備課 おいらせ町上明堂六〇の六

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画決定案の概要

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画決定案の閲覧

都市計画決定案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

おいらせ町地域整備課

2 閲覧期間

令和二年九月二十三日から同年十月六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社猪股住設

二 代表者の氏名 猪股恵美子

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字水木字水元六〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ八）第一五七六三号

五 取消年月日 令和二年八月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工業業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円